

※本内規は2026年度入学生用です。

日本語教師養成サブコースに関する内規

(平成26年11月21日制定)

(令和5年2月17日改正)

(令和7年1月17日改正)

(令和8年12月19日改正)

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人神戸大学が、「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関研修事務規程・養成業務規程」に基づき、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関として、実践研修及び養成課程を実施するために、国際文化学研究科（以下「本研究科」という。）に設置する日本語教師養成サブコース（以下「サブコース」という。）の要件ならびにその履修等について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 サブコースは、現代グローバル社会の諸課題への対応力、言語情報コミュニケーションの動態に対する理解力、外国語としての日本語を教授するための実践的能力・研究能力の養成を目的とする。

(構 成)

第3条 サブコースに、養成課程と実践研修を置く。

- 2 養成課程においては、日本語学・日本語教育学および関連分野の学修指導を行う。
- 3 実践研修においては、日本語教授の実践指導を行う。
- 4 養成課程および実践研修の実施にかかる教学上の事項は、本研究科に設置する日本語教師養成サブコース運営委員会（以下「運営委員会」という）が取り扱う。
- 5 養成課程および実践研修の実施にかかる事務は、本研究科教務学生係において取り扱う。

(履修資格)

第4条 サブコースを履修できるのは、本研究科の博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）及び博士課程後期課程（以下「後期課程」という。）に所属する学生に限る。

(定 員)

第5条 サブコースの定員は24名（1学年あたり12名）とする。

- 2 定員を超過する希望者があった場合は、運営委員会が書類審査または面接によって選抜する。

(サブコース履修申請)

第6条 サブコースの履修を希望する者は、所定の期日までに、指導教員の承認を得た上で、別に定める様式により、履修申請書と履修計画書を作成し研究科長に提出する。

- 2 サブコースの履修申請は、原則として入学年度の前期授業期間開始時の所定時期に行う。ただし、定員に残余があり、運営委員会が特別に認めた場合は、後期授業期間開始時、または、次年度の前期授業期間開始時の所定時期に履修申請を行うことができる。
- 3 履修計画書は、各年度作成し所定の期間内に提出する。

(対象科目)

第7条 養成課程に、別表1のとおり、必修科目と選択科目を置く。

- 2 実践研修として、別表1のとおり、「日本語教育実践演習」科目を置く。
- 3 別表1に定める科目については、科目名及び担当者とも一致するもののみが対象となる。ただし、運営委員会がシラバスの同等性を確認の上、特別に認めた場合は、別の担当者による同一科目名の授業を対象に加えることがある。
- 4 別表1に示す科目のうち、演習科目については、後期課程学生は原則として履修できない。ただし、自身が所属するコースの開講科目で、かつ、科目担当教員の承認があった場合を除く。

(実践研修履修条件)

第8条 実践研修の履修にあたっては、「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」で示された養成課程の「必須の教育内容」49項目のうち、実践研修履修前の学習が必須とされる37項目に相当するものとして、別表1で*を付した必修科目5科目全ての単位を修得しておく必要がある。

- 2 上記の要件を満たし、かつ、在学中に他機関で実践研修の受講を希望する者に対しては、本人の申し出により、養成課程修了見込証明書を発行する。

(修了要件)

第9条 サブコースを修了するには、次表に定めるとおり、各課程で必要とされる単位数を満たした上で、所定の期日までに、別に定める様式により修了認定申請を行い、第11条で定める最終修了審査に合格しなければならない。

課程種別	科目区分	必要修得単位数	合計単位数
養成課程	必修科目	16 単位	26 単位以上
	選択科目	10 単位以上	
実践研修	必修科目	「日本語教育実践演習」 2 単位	2 単位

(単位の扱い)

第10条 前条の規定により修得した単位は、前期課程修了の要件に含めることができるが、後期課程修

了の要件には含めることができない。

2 平成 26 年度以降に本研究科の前期課程に入学した者が、前期課程修了後、後期課程においてサブコースの履修を行う場合、前期課程で修得した単位をサブコースの修了要件に含めることができる。

(最終修了審査)

第 11 条 養成課程、実践研修およびサブコースの修了にあたり、それぞれ、最終修了審査を行う。

2 養成課程および実践研修の最終修了審査は、運営委員会が所定単位の修得状況を確認することによって行う。ただし、運営委員会が必要と認めた場合は、筆答又は口頭による審査を行うことがある。
3 サブコースの最終修了審査は、サブコース修了年次の 2 月に、修了発表および発表内容に対する口頭試問の形で実施する。
4 サブコース最終修了審査は、対面または遠隔形式で実施する。
5 サブコース最終修了審査に不合格となった場合、再審査は認めない。
6 サブコース最終修了審査は、運営委員会委員および運営委員会が必要に応じて委嘱した教員が行う。

(修了認定)

第 12 条 養成課程、実践研修、サブコースの修了認定は、それぞれ、運営委員会の発議に基づき、教授会の議を経て決定する。

(修了証書)

第 13 条 養成課程修了者に対し、別に定める様式により養成課程修了証書を交付する。

2 実践研修修了者に対し、別に定める様式により実践研修修了証書を交付する。
3 サブコース修了者に対し、別に定める様式によりサブコース修了認定証およびオープンバッジを授与する。
4 サブコース修了認定証およびオープンバッジは、原則として学位記授与式の日に交付する。

(評価)

第 14 条 サブコースの運営が適正に行われていることを確認するため、評価を実施する。

2 内部評価は毎年度末に実施し、本研究科教員（運営委員会委員およびその他教員若干名）が担当する。
3 外部評価は 3 年ごとに実施し、運営委員会が委嘱する外部委員 2 名が担当する。
4 内部評価ならびに外部評価の結果はサブコースホームページにおいて公開する。

(雑則)

第 15 条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

別表1

<養成課程・必修科目> 科目名 (担当者)	単位数	<養成課程・選択科目> 科目名 (担当者)	単位数
レトリカル・コミュニケーション論特殊講義 (小松原哲太)	2	越境社会文化論特殊講義 (辛島理人)	2
第二言語習得論特殊講義 (田中順子) *	2	越境文化交流論特殊講義 (中條健志)	2
日本語教育方法論特殊講義 (齊藤美穂) *	2	越境社会共生論特殊講義 (土田千愛)	2
日本語教育応用論特殊講義 (川上尚恵) *	2	芸術文化表現論特殊講義 (岡本佳子)	2
言語行動科学論特殊講義 (林良子)	2	比較・対象言語論特殊講義 (南佑亮)	2
外国語教育内容論特殊講義II (石川慎一郎)	2	言語慣用類型論特殊講義 (石田雄樹)	2
言語コミュニケーション論演習 (川上尚恵) *	2	日本語教育内容論特殊講義 (王海涛)	2
外国語教育コンテンツ論演習 (石川慎一郎) *	2	コミュニケーション構造論特殊講義 (南本徹)	2
		コミュニケーション認知論特殊講義 (松本絵理子)	2
		言語対照基礎論特殊講義 (高橋康徳)	2
		言語文化環境論特殊講義II (安田麗)	2
		外国語教育工学論特殊講義 (柏木治美)	2
		言語対照応用論特殊講義I (芹澤円)	2
		言語コミュニケーション論演習 (田中順子)	2
		言語コミュニケーション論演習 (小松原哲太)	2
		感性コミュニケーション論演習 (南本徹)	2

<実践研修・必修科目> 科目名 (担当者)	単位数
日本語教育実践演習 (齊藤美穂・川上尚恵)	2

注：養成課程・必修科目に付した*は、実践研修受講に先立ち、単位修得を終えておく必要がある科目を示す。

附 則

- この内規は、令和8年4月1日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、改正後の日本語教師養成サブコースに関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。